

一般社団法人熊本市歯科医師会選挙規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、定款第10条及び第25条の規定に基づいて定める。

(適用の範囲)

第2条 この規則は本会の総ての選挙に適用する。ただし、投票所選挙については総会の議事規則の定めるところによる。

(選挙事務の管理)

第3条 この規則における理事、監事及び会長候補者並びにその他の選挙に関する事務は、定款施行規則第16条に定める選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会の事務)

第4条 選挙管理委員会は、理事、監事及び会長候補者並びにその他の選挙の執行に関し、次の事務を行う。

- (1) 候補者の資格審査に関すること
- (2) 候補届け出の受付及び辞退に関すること
- (3) 選挙公報の発行に関すること
- (4) 立会演説会の開催に関すること
- (5) 投票及び開票に関すること
- (6) 選挙録の作成に関すること
- (7) 異議の申し立て及びその処理に関すること
- (8) その他選挙に関すること

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権及び被選挙権)

第5条 選挙権は定款第7条第3項の一般会員が有する。入会後選挙の日において60日を経過した一般会員は選挙権及び被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により選挙権及び被選挙権に制限を加えられた者はこの限りではない。

2 理事、監事の被選挙権は、入会後選挙の日において一般会員として引き続き2年以上在籍しなければ被選挙権を有しない。

(選挙人名簿)

第6条 選挙人名簿は、法人法第31条により作成した選挙期日60日前現在の本会会員名簿を用いる。

(選挙人名簿の閲覧)

第7条 規定により選挙権及び被選挙権を有する者は、前条の名簿を閲覧することができる。閲覧期日は選挙公示の日から5日間とし、本会事務所においてこれを行う。

2 閲覧時間は平日は午前9時～午後5時、土曜日は午前9時～正午までとする。

第3章 役員の選挙

(理事・監事の選任方法)

第8条 理事及び監事の選任は、任期満了の年の定時総会にて行う。また、定款第37条に定める理事の数は、前年度の通常総会で予め決議する。

(理事・監事の選挙期日の公示)

第9条 理事、監事の選挙は、選挙管理委員会の決議を経て会長が定め選挙期日の20日前までに以下の項目を付して公示し、選挙人に知らせなければならない。ただし、緊急の場合は期日を5日前までに短縮することができる。

- (1) 選挙の期日
- (2) 立候補又は推薦候補届出期間
- (3) 立候補又は推薦候補届出先
- (4) 立候補者又は推薦候補者の辞退期限
- (5) その他必要事項

(理事・監事の選挙期日の変更)

第10条 天災、地変その他止むを得ない事故の為選挙を行うことができない時は、会長は選挙管理委員会の決議を経て、既に定めた選挙期日を変更することができる。

(理事・監事の立候補及び推薦候補届)

第11条 理事、監事の選挙は立候補又は推薦候補について行う。

- 2 前項の選挙に立候補又は推薦候補の届け出をしようとする者は公示日の7日後の午後5時までに本会所定の様式により文書で郵送によることなく、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 3 前項の届け出後、候補者が辞退しようとするときは、理事、監事の候補者ともに選挙日の10日前までに本会所定の様式により文書で当該候補者がその旨を選挙管理委員会に届け出なければ候補を辞することができない。ただし、特別の理由があり選挙管理委員会で認めた場合はこの限りではない。
- 4 第16条、第21条及び第23条で定める会長候補者選挙の当選者は、次期の理事を選任し、現理事会に候補者としての推薦を提出し、それを理事会案として総会に上程することができる。

(理事・監事の候補者の公示)

第12条 選挙管理委員会は候補者の届け出締め切り後速かに候補者の氏名を本会事務所に掲示公示する。

(理事・監事の定員内当選)

第13条 理事及び監事の選挙について候補者が定員を越えない場合は、信任決議を行い、出席者の過半数を得たその候補者を当選者とする。

(理事・監事の投票の方法)

第14条 理事、監事の選挙は連記無記名投票とし、選挙管理委員会がこれを定める。

- 2 投票は1人1票とし、理事及び監事の定数内の候補に投票する。

3 理事、監事の候補者が定数を越えた場合の投票は、定時総会の時間内に選挙人が自ら投票所に至り行う。出席できない場合は定款第34条の規定により事前に送付された選挙用投票用紙を用い、定時総会前日に必着をもって書面で行うことができる。ただし、委任による投票は認めない。

4 理事、監事の候補者が定数内の場合は、総会出席者の挙手により議決を行う。出席できない者は、定款第33条、第34条を準用する。

(理事・監事の当選の決定)

第15条 選挙は有効投票の過半数を得、且、多数を得た者より順をもって当選者とする。ただし、有効投票数が同じときは、抽選をもって決める。

(会長候補者の選出方法)

第16条 会長候補者は任期満了の年の通常総会で選挙を行い、第14条の選挙において理事として選任された後、理事会の決議により会長に選任する。

(会長候補者の選挙期日の公示)

第17条 会長候補者の選挙の公示は、第9条の規定を準用する。この場合において、同条中の「理事、監事」とあるのは「会長候補者」と読み替るものとする。

(会長候補者の選挙期日の変更)

第18条 選挙期日の変更は第10条の規定を準用する。この場合において、同条中の「理事、監事」とあるのは「会長候補者」と読み替えるものとする。

(会長候補者の立候補及び推薦候補届)

第19条 会長候補者の選挙は立候補又は推薦候補について行う。

2 前項の選挙に立候補又は推薦候補の届け出をしようとする者は選挙日の15日前の午後5時までに本会所定の様式により文書で郵送によることなく、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 前項の届け出後、候補者が辞退しようとするときは、選挙日の10日前までに、本会所定の様式により文書で当該候補者がその旨を選挙管理委員会に届け出なければ候補を辞することができない。ただし、特別の理由があり選挙管理委員会で認めた場合はこの限りではない。

4 会長候補者選挙について第2項の届け出のあった候補者が選挙期日前までに死亡、又は前項ただし書きの規定により候補を辞した場合は、選挙の期日を第9条の規定により公示した期日後5日にあたる日に延期するものとする。

5 前項の場合における会長候補者の立候補又は、推薦候補の届け出期日は延期された選挙期日の2日前の午後5時までとする。この場合の旨を公示しなければならない。

(会長候補者の公示)

第20条 選挙管理委員会は候補者の届け出締め切り後速かに候補者の氏名を本会事務所に掲示公示する。

(会長候補者の無投票当選)

第21条 会長候補者選挙について候補者が定員を越えない場合は投票を行わないで

その候補者を当選者とする。

(会長候補者の投票の方法)

第22条 会長候補者の選挙は単記無記名投票により行う。

2 投票は1人1票とする。

3 会長候補者選挙の投票は選挙の当日、時間内に選挙人が自ら投票所に至り行う。

(会長候補者の当選の決定)

第23条 選挙は有効投票の多数を得た者をもって当選者とする。ただし、有効投票数が同じときは、抽選をもって決める。

(無効投票)

第24条 理事・監事の選挙及び会長候補者選挙並びにその他の選挙において、次の各号に該当する投票はこれを無効とする。

- (1) 本会所定の様式でないもの
- (2) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りではない
- (3) 候補者でない者の氏名を記入したもの
- (4) 単記式の場合2人以上の候補者の氏名を記入したもの、又、単記記号式の場合は2人以上の候補者に○の記号をつけたもの、○以外の記号をつけたもの
- (5) 候補者の何人を記載したか確認し難いもの
- (6) 連記記号式で行う場合は定数以上の候補者に○の記号をつけたもの、又、○以外の記号をつけたもの

(投票及び開票立会人)

第25条 理事・監事の選挙並びに会長候補者の選挙については、投票立会人及び開票立会人を置く。

2 投票立会人及び開票立会人は第5条に規定する選挙権及び被選挙権を有する者の中から選定しなければならない。

3 投票立会人及び開票立会人を候補者が指名する場合は、前項の該当者より1名以内とし、所定の様式の届け出書を添え選挙管理委員会に届け出るものとする。

- (1) 理事、監事の選挙においては、投票立会人及び開票立会人は各候補が指名する者より各3名とする。3名を超える場合は抽選とし、不足する場合は選挙管理委員会予備委員とする。その方法については選挙管理委員会で決める
- (2) 会長候補者選挙においては、投票立会人及び開票立会人は、各候補が指名する者の各1名ずつとする
- (3) 投票立会人と開票立会人を兼ねることはできない

(選挙結果の報告)

第26条 選挙管理委員会は選挙終了後、理事・監事の選挙並びに会長候補者の選挙について議長に報告、当選者に通知する。

- 2 会員への通知は最近の時期に発行する本会機関紙上に掲載する。
- 3 選挙管理委員会は、所定の様式により選挙録を作成し、投票用紙と共に2年間保存する。

(異議の申し立て及びその処理)

第27条 選挙人は当選の効力に異議がある場合は選挙人5名以上の賛同者を得て選挙の翌日より2週間以内に選挙管理委員会に書面をもって異議を申し立てることができる。

- 2 選挙管理委員会は前項の異議申し立てを受けた日より速やかに委員会を開き、これを裁決してその結果を申し立て人に通告するものとする。

第28条 選挙異議申し立て人は選挙管理委員会の決定に対し、再び異議を申し立てることはできない。

第29条 選挙管理委員会が選挙異議の申し立てに正当な理由があると認めたときは、委員長は委員会の決定をもって当選とするか、もしくは一部又は全部の改選を行う。

(選挙規則違反者に対する処分)

第30条 選挙管理委員会は本規則に違反した者に対し、第31条の処分を行うものとする。

第31条 不正な方法又は行為により当選した者は、その当選を無効とする。

(書面による選挙運動)

第32条 候補者又は会員の行う書面による選挙運動は、選挙管理委員会が発行する選挙公報紙上に限るものとする。

(立候補者がいないとき、定員に満たないときの措置)

第33条 理事・監事の選挙及び会長候補者の選挙並びにその他の選挙において、第9条に規定する届け出期間中に立候補者の届け出がない場合、又は定員に満たなかった場合は、総会の決議により別段の方法をとることができる。

第34条 本規則は総会の決議がなければ改正又は廃止することはできない。

(事務所)

第35条 選挙管理委員会事務所は本会事務所に置く。

第4章 総会の議長、副議長の選出

(総会の議長、副議長の選出)

第36条 総会の議長、副議長は定款第28条の規定により選出する。

第5章 熊本県歯科医師会代議員及び予備代議員の選出

(熊本県歯科医師会(以下「県歯会」という。)代議員、予備代議員の選出)

第37条 県歯会の代議員及び予備代議員は、本会の一般会員で、県歯会の正会員として入会してから2年以上在籍している者より2年毎に選出する。

(1) 県歯会代議員候補は、県歯会との連携及び会員の意思が反映でき、公正な判断のも

とに行動できる者とし、次期役員及び各外部協力組織長を理事会で推薦し、総会の承認を得て代議員とすることができる。

(2) 県歯会予備代議員候補は次期役員、常任委員会委員長及び審議員及び予備審議員を理事会で推薦し、総会の承認を得て予備代議員とすることができる。

2 県歯代議員及び予備代議員の任期は、県歯会役員の任期に準じ再任をさまたげない。

3 任期の途中において、退会、死亡その他の事情により欠員を生じたときは、代議員の場合は予備代議員から補充し、予備代議員の場合は現員に留め、補充しない。

4 選出法については、候補者が定数を越えた場合は連記無記名による郵送投票とし、上位より定数内を当選者として総会の承認を得て、県歯会代議員及び予備代議員とする。候補者が定数を越えない場合は投票を行わず、その候補者を当選とする。

5 県歯会選挙規則、県歯会代議員及び予備代議員の選出規定に準じて選出する。

第6章 熊本市歯科医師会審議員及び予備審議員の選出

(審議員及び予備審議員の選出の委託)

第38条 定款第55条の規定に基づく本会の審議員及び予備審議員の選出は支部に委託して行う。

2 この選出は投票によるもののほか、多数の意見により別の方法をとることができる。

3 任期は本会役員の任期に準ずる。

第7章 熊本県歯科医師国民健康保険組合会議員の選出

(県国民健康保険組合会議員の選出)

第39条 熊本県歯科医師国民健康保険組合会議員選挙は選挙規則第5条を準用し、甲種組合員として2年以上在籍した者の中より2年毎に選出する。

2 組合会議員の数は同組合の定数とする。

3 熊本県歯科医師国民健康保険組合規定に準じて選出する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

1 この規則は、平成24年6月29日から施行する。

1 この規則は、平成26年6月26日から施行する。